

徳島県教育委員会規則第四号

徳島県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月二十九日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県教育委員会行政組織規則等の一部を改正する規則

(徳島県教育委員会行政組織規則の一部改正)

第一条 徳島県教育委員会行政組織規則(昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「コンプライアンス推進室」を「教育DX推進課」に、「学校教育課」を「義務教育課、高校教育課」に改め、「人権教育課」の下に「いじめ・不登校対策課」を加える。

第五条の二の表を次のように改める。

課	室
教育政策課	コンプライアンス推進室

第六条第八号中「室及び課内室を含む。以下この節」を「第五条第一項に規定する課をいう。以下この章」に改め、同条第十四号を削り、同条第十五号中「施設整備課」を「教育政策課及び施設整備課」に改め、同号を同条第十四号とし、同条第十六号中「第二十一号」を「第二十号」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十二号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十三号中「事務局」を削り、同号を同条第二十二号とし、同条第二十四号を第二十三号とし、第二十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同条に次の一項を加える。

- 2 コンプライアンス推進室の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - 一 事務局の職員、県立学校の職員、県費負担教職員及び教育機関の職員(以下「教職員」という。)のコンプライアンス意識の醸成等に関すること。
 - 二 委員会に対する公益通報(公益通報者保護法(平成十六年法律第百二十二号)第二条第一項に規定する公益通報をいう。)その他の通報のうち、教職員の職務執行の適正の確保等に関するもの処理に関すること。
 - 三 その他コンプライアンスの推進に関する事務で他課の分掌に属しないこと。
 - 四 地教法第二十六条の規定に基づく点検及び評価に関すること。
 - 五 徳島県教育振興計画の推進及び進行管理に関すること。
- 第六条の二を次のように改める。

(教育DX推進課の分掌事務)

第六条の二 教育DX推進課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 教育DXの総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 ICT教育に関すること。
- 三 教職員のICT活用指導力の向上に関すること。
- 四 システムの開発及び運用管理に関すること。

五 情報モラル及び情報セキュリティに関すること。
第六条の四第九号中「特別支援教育課」を「教育創生課及び特別支援教育課」に改める。

第九条を次のように改める。

(義務教育課の分掌事務)

第九条 義務教育課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の学校教育の総合的な企画及び調整に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

二 小学校等の設置及び廃止に関すること。

三 小学校等の教育課程に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

四 小学校等の学習指導及び行動支援に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

五 小学校等の教科書その他の教材及び教具に関すること。

六 小学校等の学校図書館その他の教育環境の整備計画指導に関すること。

七 小学校等の教育研究指定校等に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

八 小学校等の教職員、児童及び生徒の研究物及び作品の選賞に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

九 県立中学校及び県立中等教育学校の前期課程の生徒の入学、転学及び退学に関すること。

十 その他小学校等の管理運営に関することで他課の分掌に属しないこと。

十一 小学校等の外国語教育に関すること。

十二 小学校等の国際理解教育に関すること。

十三 小学校等の文化教育に関すること。

十四 小学校等のキャリア教育に関すること。

十五 小学校等の消費者教育に関すること。

十六 小学校等の教育研究団体に関すること。

十七 著作権に関すること。

十八 徳島県藍青賞規則（平成五年徳島県教育委員会規則第七号）に基づく藍青賞の授与に関すること。

十九 義務教育課及び高校教育課の庶務事務の処理に関すること。

第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。

(高校教育課の分掌事務)

第九条の二 高校教育課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

一 高等学校及び中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」という。）の学校教育の総合的な企画及び調整に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

二 高等学校等の設置及び廃止に関すること。

三 高等学校等の教育課程に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

四 高等学校等の学習指導に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。

- 五 高等学校等の教科書その他の教材及び教具に関すること。
- 六 高等学校等の学校図書館その他の教育環境の整備計画指導に関すること。
- 七 高等学校等の教育研究指定校等に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
- 八 高等学校等の教職員及び生徒の研究物及び作品の選賞に関すること（他課の分掌に属するものを除く。）。
- 九 県立高等学校及び県立中等教育学校の後期課程の課程、学科等の設置及び廃止に関すること。
- 十 県立高等学校及び県立中等教育学校の後期課程の生徒の入学、転学及び退学に関すること。
- 十一 寄宿舎（徳島県立高等学校総合寄宿舎を含み、特別支援学校の寄宿舎を除く。）の管理運営に関すること。
- 十二 その他高等学校等の管理運営に関することで他課の分掌に属しないこと。
- 十三 高等学校等の外国語教育に関すること。
- 十四 高等学校等の国際理解教育に関すること。
- 十五 高等学校等の文化教育に関すること。
- 十六 高等学校等のキャリア教育に関すること。
- 十七 高等学校等の消費者教育に関すること。
- 十八 高等学校等の教育研究団体に関すること。
- 十九 人権教育課及びいじめ・不登校対策課の庶務事務の処理に関すること。
- 第十條第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

（いじめ・不登校対策課の分掌事務）

第十條の二 いじめ・不登校対策課の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 いじめ問題対策及び不登校支援の総合的な企画及び調整に関すること。
- 二 生徒指導に関すること。
- 第十四条中「事務局の」及び「室並びに」を削る。
- 第十五条の二中「ときは、」の下に「事務局に」を加える。
- 第十六条の表室長の項組織の欄及び職務の欄中「室」を「課内室」に改め、同表学力向上推進室長の項、いじめ問題等対策室長の項、グローバル・文化創造幹の項及びG I G A・消費者教育担当室長の項を削り、同表主幹の項中「事務局又は」を削り、同表課長補佐の項中「重要施策若しくは」を「委員会の重要施策又は」に改め、「又は技術」を削り、同表室長補佐の項中「室及び」を削り、「重要施策若しくは」を「委員会の重要施策又は」に改め、「又は技術」を削り、同表主査の項、主席の項、主任の項、主任主事の項及び主事の項中「又は技術」を削る。
- 第十七条中「及び室長（同条に規定する室長をいう。）」を削る。
- 第十九条の見出し中「等」を削り、同条第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第二項を削る。
- 第二十条中「業務」を「分掌事務」に改め、第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同条に次の一項を加える。

2 前条に規定する課の分担事務は、総合教育センターの所長が定めるものとする。
第二十一条から第三十一条までを次のように改める。

(所属職員の分掌事務)

第二十一条 総合教育センターに所属する職員の分掌事務は、総合教育センターの所長が定めるものとする。

第二十二条から第三十一条まで 削除

第三十三条第一項中「同表の相当」を「それぞれ同表の」に改め、同条第二項中「当該機関」を「当該教育機関」に改める。

第三十四条の表企画幹の項及び主幹の項中「当該」を削り、同表室長の項を削り、同表課長補佐の項中「特に高度の知識又は経験を必要とする事務、技術又は専門的事務」を「教育機関の重要施策又は重要事業の推進に関する事務」に改め、同表室長補佐の項を削り、同表主査の項中「又は技術」を削り、同表係長の項中「当該」及び「又は係の事務」を削り、同表主席の項及び主任の項中「又は技術若しくは専門的事務」を削り、同表主事の項中「又は技術」を削る。

第三十六条中「庶務」を「及び庶務」に改め、同条の表徳島県学校運営協議会の項中「学校教育課」を「高校教育課」に改める。

第三十七条中「庶務」を「及び庶務」に改め、同条の表徳島県教科用図書選定審議会の項中「学力向上推進室」を「義務教育課」に改め、同表徳島県いじめ問題等対策審議会の項中「いじめ問題等対策室」を「いじめ・不登校対策課」に改める。

(徳島県教育委員会職員服務規則の一部改正)

第二条 徳島県教育委員会職員服務規則（昭和四十二年徳島県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項を次のように改める。

2 前項の規定により入力された出勤の記録は、所属長が指名する者が管理する。

(徳島県教育委員会関係職員表彰規程の一部改正)

第三条 徳島県教育委員会関係職員表彰規程（昭和四十三年徳島県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「徳島県教育委員会事務局の課長、室長及び課内室長、県立学校長その他の教育機関の長並びに」を「所属長及び」に、「第二条」を「第二条第二項又は第三項」に改める。

(徳島県教職員被服等貸与規則の一部改正)

第四条 徳島県教職員被服等貸与規則（昭和四十六年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「教育委員会事務局」を「課（徳島県教育委員会行政組織規則（昭和四十五年徳島県教育委員会規則第四号）第五条第一項に規定する課をいう。以下同じ。）」に改め、「並びに県立学校」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 責任者は、それぞれ課及び教育機関の長をもって充てる。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。